

# 石川県地域産業クラスター計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

- 業務名： 石川県地域産業クラスター計画策定支援業務委託  
業務内容： 別途提示する仕様書のとおり  
履行期間： 契約締結日から令和9年1月29日（金）まで  
予算上限額： 14,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 2. プロポーザルへの参加資格

次の(1)から(8)に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) これまでに自治体の総合計画や産業振興に関する指針や、これに類する計画等の策定に参画した実績があり、全国的な見地から情報を収集し、分析ができるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (3) 石川県から指名停止を受けていないこと
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更生手続き、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (7) 政治団体でないこと
- (8) 宗教団体でないこと

## 3. スケジュール

- |                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| (1) 募集開始        | ※県ホームページに掲載 | 令和8年6月8日(月)  |
| (2) 質問書提出期限     | ※質問がある場合のみ  | 令和8年6月11日(木) |
| (3) 質問書への回答     | ※県ホームページに掲載 | 6月15日(月)     |
| (4) 企画提案書等の提出期限 |             | 6月22日(月)     |
| (5) 審査          |             | 6月下旬         |
| (6) 選定結果の通知     |             | 〃            |
| (7) 契約締結        |             | 〃            |

## 4. 質問書の提出、回答方法

- (1) 提出期限  
令和8年6月11日(木) 17時必着
- (2) 提出方法  
・「質問書(様式1)」を電子メールにより提出し、到達確認のため電話

で受信確認を行うこと

- ・件名は、「石川県地域産業クラスター計画策定支援業務委託に関する質問」とすること

(3) 提出先

「11. 問い合わせ先」のメールアドレス

(4) 回答時期

令和8年6月15日（月）17時までに、質問者に対し電子メールでの通知及び県ホームページに掲載する

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は受け付けない

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月22日（月）17時必着

(2) 提出書類

提出書類	形式	様式
① 業務委託プロポーザル審査参加申込書	A4	様式2
② 企業概要説明資料	A4	様式3
③ 企画提案書 仕様書の記載内容のほか下記事項を含めること ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績 ・見積金額（項目毎の内訳・詳細を記載） ※企画提案書の内容は「6. 審査方法・審査基準」に記載の内容を鑑み作成すること	A4	任意 ※20枚以内
④ 応募資格等確認用書類 ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 （県税にあっては県税事務所又は県総合事務所、税務課が発行する納税証明書、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書にあっては、税務署が発行する納税証明書（その3の3など）） ・最新の決算書 ・誓約書（様式4） ・定款又は寄附行為	—	

(3) 応募方法

上記「(2) 提出書類」をメールで送付

(4) 提出先

「11. 問い合わせ先」に同じ

(5) 留意事項

- ① 一提案者（法人）が同一業務について複数提案を行うことは認めない

- ②提出書類の②の「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること
- ③提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査に必要な範囲において複製することがある
- ④書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする
- ⑤提出された書類は返却しない

## 6. 審査方法・基準／選考結果通知

- ・下記の評価項目に従い、企画提案の内容、事業の実施能力等を書類審査し、最も優れた提案者及び次点者を特定し、最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う

### <企画提案者の評価項目>

業務実施体制 スケジュール	必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか(個人情報の保護・機密保持、危機管理体制を含む) 策定時期を踏まえ適切なスケジュールとなっているか
類似業務の実績	過去に同様の業務を受注した実績を有しているか
見積金額	内容に鑑み適正なものとなっているか
提案内容の適格性	業務の手順・手法が適当で実現性があるか
提案内容の新規性	提案内容に独自の視点、新規性が見られるか
業務実施の工夫	本業務を効率的に実施するための工夫が見られるか

- ・必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある
- ・応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する
- ・審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書をもって通知する
- ・審査及びその内容は非公開とする

## 7. 契約の締結

- (1) 契約の締結交渉に際して、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により契約を締結するものとする
- (2) 契約内容は、企画提案書に基づいて決定する。ただし、協議により、仕様書の内容に一部変更が生じる可能性がある

## 9. その他

- (1) 本プロポーザルは、令和8年第3回(5月)石川県議会定例会の予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。
- (2) 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする
- (3) プロポーザル参加により知り得た情報は、他社に漏らしてはならない
- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする

- (5) 企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する
- (6) 県民等からの情報公開の請求に応じて、情報開示を行う場合がある
- (7) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る

#### 10. 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

担 当：田原、松田

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

電 話：076-225-1513（平日 9時00分から17時00分まで）

メールアドレス：[sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp)

#### （参考資料）

- ・石川県地域産業クラスター推進会議

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/kurasuta/cluster.html>

- ・石川県産業振興指針（令和5年9月策定）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/sangyoshinkoshishin2023.htm>